

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務
②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、特定医療費の支給を受けようとする者が提出した申請書類の審査を行い、所得に応じた自己負担上限額や受給者が加入する医療保険及び高額療養費適用区分を記載した特定医療費（指定難病）受給者証を交付する。また、同法に基づき、指定難病の診断基準を満たす者に対して、指定難病に罹患している事実を証明するための登録者証を交付する。
③システムの名称	特定疾患管理業務システム、統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

特定医療費情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表 131の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、18、42、77、80、113、125、144、161の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	京都府健康福祉部健康対策課
②所属長の役職名	京都府健康福祉部健康対策課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町 京都府総務部健康福祉部健康対策課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、住基ネット照会ではなく申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限を付与する職員数は必要最低限にとどめ、ID・パスワード等の適正な管理や離席時のログアウトを徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	I 1③	特定疾患管理業務システム	特定疾患管理業務システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	評価書見直しに係る修正
令和3年11月1日	I 4②	番号法第19条第7号 別表第二の120の	番号法第19条第8号 別表第二の120の項	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和3年11月1日	I 5①	健康福祉部健康対策課	京都府健康福祉部健康対策課	事後	評価書見直しに係る修正
令和3年11月1日	I 8	郵便番号602－8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町 京都府総務部総務調整課	郵便番号602－8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	評価書名	難病患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	京都府知事は、難病患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務又は特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	京都府知事は、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務において特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 1①	難病患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 1②	難病患者に対する医療等に関する法律に基づき、特定医療費の支給を受けようとする者（指定難病患者）が提出した申請書等の審査を行い、所得に応じた自己負担上限額や受給者が加入する医療保険及び高額療養費適用区分を記載した特定医療費（指定難病）受給者証を交付する。	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、特定医療費の支給を受けようとする者が提出した申請書類の審査を行い、所得に応じた自己負担上限額や受給者が加入する医療保険及び高額療養費適用区分を記載した特定医療費（指定難病）受給者証を交付する。また、同法に基づき、指定難病の診断基準を満たす者に対して、指定難病に罹患している事実を証明するための登録者証を交付する。	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 3	番号法第9条第1項 別表第一の第96の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表 131の項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年3月28日	I 4②	番号法第19条第8号 別表第二の120の項	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、18、42、77、80、113、125、144、161の項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年3月28日	I 8	郵便番号602－8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町 京都府総務部総務調整課	郵便番号602－8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	II 1	令和3年3月31日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	II 2	令和3年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	IV 2	特に力を入れている	十分である	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	IV 3	特に力を入れている	十分である	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	IV 5	提供・移転しない	十分である	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	IV 6	特に力を入れている	十分である	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	IV 7	特に力を入れている	十分である	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	IV 8	（新規追加）	十分である	事後	評価項目の追加
令和7年3月28日	IV 10	特に力を入れている	十分に行っている	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	IV 11	（新規追加）	【最も優先度が高いと考えられる対策】 1) 目的外的入手が行われるリスクへの対策 【当該対策は十分か】 十分である	事後	評価項目の追加